

令和五年十月三十一日受領  
答 弁 第 七 号

内閣衆質二一二第七号

令和五年十月三十一日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博二〇二五の建設にかかる時間外労働に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。

衆議院議員櫻井周君提出大阪万博二〇二五の建設にかかる時間外労働に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、令和五年十月十一日の記者会見において、松野内閣官房長官が「海外パビリオン建設を時間外労働の上限規制の対象外にすることについては、博覧会協会から直接の要請は受けておらず、政府が博覧会協会と共に様々な課題を洗い出す過程において話に上がったものの一つと聞いています。二千二十四年に実施される万博関連工事の内容が具体化されていない中、時間外労働の上限規制について、検討を行っているものではありません。」と述べたとおりであり、御指摘の「時間外労働の上限規制」が適用されないことを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。